

相生町内会慶弔・見舞金支給規程

第1条 この規程は、相生町内会(以下「本会」という)規約第32条に基づき、慶弔・見舞金の支給について定める。

第2条 本会は、会員が死亡又は災害に遭遇した場合、あるいは慶事の場合に、慶弔金・見舞金を支払う。

第3条 支給の範囲は、慶弔金・見舞金とし、会員又は親族による本会への申し出(おおむね1年以内)により支給する。

2 本会への申し出は、本会役員による代行の場合も受理する。

3 弔慰金は、本会代表による通夜・告別式への参列がない場合に支給される。

4 慶弔金・見舞金は、本会慶弔費より支出し、記録する。

第4条 慶弔金・見舞金の額は、次の通りとする。

種類	支給対象者	金額
弔慰金	本会会員世帯全員(本人/配偶者/親/子 ほか)	5,000 円 ⁽¹⁾
火災見舞金	世帯	10,000 円
水害見舞金	世帯	役員会で決定
本会行事事故見舞金	本会会員世帯全員(本人/配偶者/親/子 ほか)	役員会で決定
慶事祝い金	本会会員世帯全員(本人/配偶者/親/子 ほか)	役員会で決定

⁽¹⁾ 本会会長(又は本会役員による代行)が通夜・告別式(どちらか又は両方)に参列の場合は、弔慰金に代えて香典5,000円とする。

第5条 弔慰金、火災見舞金以外については、本会執行役員会においてその都度協議決定する。

第6条 この規程に定めるものの他に運用に必要な事項は、本会執行役員会が定める。

第7条 本規程は、規約第15条により改正することができる。

附則

本規程は、令和5年4月1日から実施する。

制定 令和5年3月5日